

名古屋都市計画地区計画の変更（名古屋市決定）

都市計画大清水地区計画を次のように変更する。

名 称		大清水地区計画
位 置		名古屋市緑区鳴海町字大清水の一部
面 積		約 3. 1 ha
区域の整備、開発及び保全の方針	地区計画の目標	本区域は、市の東南部に位置し、低層住宅地の造成を目的とした開発による基盤整備の効果が損なわれないように敷地の細分化等の制限により、良好な住宅地へ誘導し、ゆとりとうるおいのある住宅地として発展させることを地区計画の目標とする。
	土地利用の方針	本区域は、低層住宅地を中心とした土地利用への誘導を図る。
	地区施設の整備方針	地区施設として、開発区域内に区画道路（幅員4m及び6m）及び公園を適正配置し、整備する。
	建築物等の整備方針	良好な住宅地とするため、低層の一戸建て住宅を原則とし、敷地面積の最低限度や壁面の位置の制限並びに防災面や景観面を考慮して、垣又はさくの構造の制限を行うと同時に生垣等により緑化の推進を図る。
	地区施設の配置及び規模	区画道路1号 幅員 6 m 延長 約212 m 区画道路2号 幅員 6 m 延長 約254 m 区画道路3号 幅員 6 m 延長 約155 m 区画道路4号 幅員 6 m 延長 約123 m 区画道路5号 幅員 6 m 延長 約 59 m 区画道路6号 幅員 4 m 延長 約 34 m

地 区 整 備 計 画	公 園 約 1, 0 0 6 m ² (配置は計画図表示のとおり)	
	建築物等の用途 の制限	兼用住宅のうち、次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 原動機を使用する畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗 2 原動機を使用して、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの
	建築物の敷地面積の最低限度	1 8 0 m ²
	壁面の位置の制限	建築物等の外壁若しくはこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は2. 0メートル以上とする。 ただし、外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合についてはこの限りでない。 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。 2 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2. 3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以下であること。 3 自動車車庫で軒の高さが2. 3メートル以下であること。
	垣又はさくの構造の制限	垣又はさくは生垣あるいはアルミフェンス、鉄さく等（高さが60センチメートル以下の部分はこの限りでない。）で造られたものとする。ただし、門はこの限りでない。

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

既に決定された地区計画区域の隣接地において、同種の低層住宅地を目的とした基盤整備が行われるため、地区計画の区域を拡大し、建築物及び建築物の敷地の秩序化を通して低層住宅を中心とした良好な住宅地を計画的に誘導・保全し、ゆとりとうるおいのある住宅地の形成を図る。